

## 令和5年度 対馬市農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月25日(水) 午後1時00分から午後1時54分

2. 開催場所 豊玉文化会館(豊玉地区公民館) 2階 大集会室

### 3. 出席委員

#### ・農業委員 (11人)

1番 永留正司	2番 宮原安典	3番 小宮正至
4番 波田裕一郎	5番 杉原要	6番 春日亀優
8番 阿比留なみ恵	9番 太田深雪	10番 永尾佐登志
13番 春日亀智恵子	14番 岡村高史	

#### ・農地利用最適化推進委員 (11人)

庄司幹雄	桐谷秀士	初村重政	西山義典
佐伯豊	佐伯武久	梅野則仁	日高安実
小宮貞司	阿比留輝夫	糸瀬光信	

### 4. 欠席委員 (3人)

7番 桐谷輝美	11番 戸田耕助	12番 松村英二
---------	----------	----------

### 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第13号 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第2回)  
議案第14号 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第2回)  
議案第15号 違反転用事案報告に係る意見について
- 第5 その他

### 6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	主藤公康
農業委員会事務局局長補佐	小茂田聡
農林水産部農林しいたけ課課長補佐	岩佐哲也
農林水産部農林しいたけ課係長	洲河直樹
中対馬振興部地域振興課主事	市山果歩
上対馬振興部地域振興課主事	縫田雄人

## 7. 会議の概要

### 議 長

皆さんこんにちは。

ただ今より、令和5年度対馬市農業委員会第5回総会を開会いたします。報告します。桐谷委員、戸田委員、松村委員から欠席の届出があっております。現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は11名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

なお、農地利用最適化推進委員の出席者は11名です。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

日程第1、議事録署名委員の指名について、私から指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、小宮正至委員及び、太田深雪委員を指名します。

日程第2、会期についてお諮りします。

本総会の会期は、配布しております日程のとおり、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日1日といたします。

日程第3、会議書記の指名を行います。

本日の会議書記に、委員会事務局長及び局長補佐を指名します。

日程第4、議案第12号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。今回の申請は2件です。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手) 事務局長

### 事務局長

議案書の1ページをお願いします。

議案第12号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇町〇〇の〇〇さん所有の同地区の畑7筆、2,191平米を、〇〇町〇〇の〇〇さんへ、贈与により所有権を移転するものであります。なお、経営面積は0平米でございます。

議案書の2ページをお願いします。

番号2は、〇〇町〇〇の〇〇さん所有の同町〇〇の畑10筆、5,433平米を同地区の〇〇さんへ売買により所有権を移転するものであります。なお、経営面積は0平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

### 議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号1について、地元委員の補足説明を求めます。

(4番 波田裕一郎委員挙手) 4番

#### 4番 波田裕一郎委員

番号1についてご説明いたします。9月8日に譲受人立会のもと、〇〇と現地を確認しました。譲渡人と譲受人は親子であり、贈与による所有権移転でございます。

申請地は、野菜類や牧草を耕作している農地と、耕作されていない農地もありますが、除草などで綺麗に管理され、いつでも耕作が可能な状態です。農地利用状況調査での私の判定も耕作可能でございました。所有権移転後は、引き続き野菜類や牧草の耕作を行うとのことです。

今後、農地の保全、管理は適切になされると思われまますので、今回の申請は問題無いと判断いたします。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

#### 議 長

次に、番号2について、補足説明を求めます。  
(28番 糸瀬光信推進委員挙手) 28番

#### 28番 糸瀬光信推進委員

番号2について、説明いたします。9月12日に譲受人立会のもと、現地を確認しました。申請地は、現在、〇〇であり、所有権移転後も、梨やブドウなどの果物類の耕作を行うとのことです。

今後、農地の保全、管理は適切になされると思われまますので、今回の申請は問題無いと判断いたします。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

〇〇と言う事で、私も立ち会う前は懸念していましたが、実際、本人と話をしてみたらそれが払拭されましたので、追加で申し上げます。よろしくお願ひいたします。

#### 議 長

地元委員の補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号1は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成です。

番号2は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第13号「農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第2回)」を議題とします。

事務局の説明を求めます。(事務局長挙手) 事務局長

#### 事務局長

議案書の3ページをお願いします。

議案第13号、「農用地利用集積計画について（農地中間管理事業第2回）」でございます。

農地中間管理事業において、申し出があった農用地利用集積計画について審議のうえ、利用集積計画の定めるところによる利用権設定に対し、決定の必要があり、提案するものであります。

利用権設定の件数は、18件で、内訳は、貸し手18人、借り手1人でございます。

農地の内訳は、田が74筆、58,502平米、畑が67筆、29,784平米、合計141筆、88,286平米でございます。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

## 議 長

事務局の説明が終わりましたので、農林しいたけ課の説明を求めます。  
(農林しいたけ課 洲河係長挙手) 洲河係長

## 農林しいたけ課 洲河係長

スライドに沿って説明させていただきます。議案書の4ページからの農地利用集積計画をご覧ください。今回令和5年度の第2回目の集積計画を提出しております。番号1から3までが〇〇地区の出し手3戸、番号4から6までが〇〇地区の出し手3戸、番号7が〇〇地区の出し手1戸、番号8が〇〇地区の出し手1戸です。番号9が〇〇地区の出し手1戸、番号10が〇〇地区の出し手1戸、番号11から13までが〇〇地区の出し手3戸、番号14から19までが〇〇地区の出し手5戸です。最後に、番号20から22までが〇〇地区の出し手3戸になります。合計9地区18戸141筆合計面積88,286平米を長崎県農業振興公社に集積するものであります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

## 議 長

農林しいたけ課の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

議案第13号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。  
全員賛成です。

本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第14号「農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業 第2回)」を議題とします。

事務局の説明を求めます。(事務局長挙手) 事務局長

## 事務局長

議案書の10ページをお願いします。

議案第14号、「農地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第2回)」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、本委員会の意見を決定するものであります。

権利の設定を受ける者は17人、農地の内訳は、田が74筆、58,502平米、畑が67筆、29,784平米、合計141筆、88,286平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

## 議 長

事務局の説明が終わりましたので、農林しいたけ課の説明を求めます。  
(農林しいたけ課 洲河係長挙手) 洲河係長

### 農林しいたけ課 洲河係長

今回、第2回目の農用地利用配分計画(案)を提出しております。9地区受け手17戸141筆取り扱い面積88,286平米でございます。

議案書の11ページからをご覧ください。まず、整理番号の1から13ページ3までが〇〇、〇〇地区になります。受け手は〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏の3名です。出し手は6戸38筆面積25,662平米でございます。同じくスライドは〇〇、〇〇地区の図面になります。

次に整理番号4が〇〇地区になります。出し手が1戸、1筆、965平米、受け手は〇〇です。

次に整理番号5が〇〇地区になります。出し手が1戸、15筆、8,742平米、受け手は〇〇氏です。

次に整理番号6から8までが〇〇地区になります。出し手が1戸、4筆、3,779平米、受け手は〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏の3名です。

続いて、19ページ、整理番号9が〇〇地区になります。出し手が1戸、1筆、1,929平米、受け手は〇〇氏です。

次に議案書20ページからです。整理番号10から12までが〇〇地区になります。出し手は3戸、29筆、面積13,428平米、受け手は〇〇氏になります。

続いて23ページです。整理番号13から18までが〇〇地区になります。出し手が5戸、18筆、14,833平米、受け手は〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇氏、〇〇、〇〇氏の合計6名です。同じく〇〇地区の図面になります。

最後に27ページですね。整理番号19から22までが、〇〇地区になります。出し手が3戸、35筆、18,948平米、受け手は〇〇、〇〇氏、〇〇氏の3名になります。同じく〇〇地区の図面になります。

簡単ですが説明は以上になります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

## 議 長

農林しいたけ課の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

議案第14号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第15号「違反転用事案報告に係る意見について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。（事務局長挙手）事務局長

## 事務局長

議案書の31ページをお願いします。

議案第15号、「違反転用事案報告に係る意見について」でございます。

番号1についてご説明いたします。農地の所在は〇〇町〇〇地区の田2筆でございます。当事者は同地区の〇〇さんです。違反転用の内容は、認識不足により、申請をしていなかったことによる無断転用であります。

経緯といたしましては、地盤が低い農地に海水が入って困っていた〇〇さんが、農地沿いの河川を工事している〇〇に、昨年度から嵩上げを行ってもらっており、今年7月に、別件で現地を訪れた、同じ〇〇の〇〇が〇〇に許可申請が必要であることを指摘したとの連絡が事務局にあり、発覚しました。

〇〇に聞き取りを行ったところ、嵩上げ後も、農地として耕作するので、転用許可が必要とは思っていなかったとのことであり、本来なら、一時転用の許可申請を行わなければならない所を、申請をせずに嵩上げを行った、無断転用であります。

故意に申請を行わなかったのではなく、認識不足によるものであり、当事者には悪意はなく、農地を改善する為に行った事であると認められる為、長崎県に違反転用報告をするにあたり、事後申請による追認許可を求めるものであります。

関係資料を32ページから36ページに添付しておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

## 議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号1について、地元委員の補足説明を求めます。

（4番 波田裕一郎委員挙手）4番

### 4番 波田裕一郎委員

10月17日に現地を確認いたしました。当時者の〇〇さんは足が不自由なため〇〇さんの奥さんと〇〇、〇〇、〇〇との立会いで確認しました。

現地は、〇〇河川である〇〇川沿いの河口付近の農地であり、以前、米を作っていました。〇〇さんが体を悪くされてからは、牧草を耕作していたとのことでした。

海水面が上昇すると、河川から農地に海水が侵入し、困っていたため農地を守るために工事の〇〇である〇〇にかさ上げをしてもらったとのことでした。

許可申請の手続きを行わずに、農地のかさ上げを行っておりますが、当事者だけでなく、関係者や周囲の方も一時転用の許可申請が必要なことに気づかず、何より、〇〇委員であります私自身が、農業委員としての自覚が無かった。農用地利用状況調査等でこの地域を何度も通っていましたが、この工事に早く気付いておればと、大変、私自身も反省をいたしております。無断転用ではありますが、悪意はなかったことを当事者と確認しております。かさ上げによる農地改良は

必要であり、県へ追認許可を申請して問題ないと判断いたします。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

地元委員の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(3番 小宮正至委員挙手) 3番

3番 小宮正至委員

私、反対するものではございません。しかし、〇〇も、〇〇をするのに、手続きをすることを分かってあるはずだと思います。何十年もそういう〇〇をされておるんですからね。今後、〇〇も〇〇をする時には、必ずそういう手続きを踏んでからしていただくように。〇〇委員が困るようなことを今後はしてもらわないようにしてほしいです。以上です。

議 長

(事務局長挙手) 事務局長

事務局長

ただ今のご意見について、〇〇さんも、〇〇も反省をしております、顛末書を頂いております。「今後、農地法に規定される規模以上の一時転用が必要となる場合には、確実に事前の手続きを行うことといたします。」という文書で顛末書を頂いております。

3番 小宮正至委員

よろしく申し上げます。

議 長

他に質疑はありませんか。

(無しの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

議案第15号の番号1について、違反転用報告事案相当として県に報告し、追認申請をすべきものとするに賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成です。

本件は、違反転用報告事案相当として県に報告し、追認申請をすべきものとするに決定しました。

日程第5、「その他」の事項ですが、何かございますか。

(農林しいたけ課 岩佐課長補佐 挙手) 岩佐課長補佐

(岩佐課長補佐より連絡があり協議を行う)

議 長

他に何かございませんか。

(無しの声あり)

無いようですので、本日の日程を終了したいと思います。

本日は提案されました議題を慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

米の収穫も一段落し、一息つかれていることと、拝察いたしますが、長く続いた残暑から、急激に肌寒くなり、体調を崩しやすくなりましたので、体調管理に留意され、健やかにお過ごしいただきたいと思います。また、新型コロナにつきましても、引き続き、感染症の防止に心がけていただきたいと思います。

以上をもちまして、対馬市農業委員会第5回総会を閉会いたします。どうもお疲れ様でした。